

公共下水道への接続で

快適な生活を

市では、快適で住みよい生活環境を守るため、公共下水道の整備と普及を進めています。今号では、排水設備工事の進め方や受益者負担金などの紹介と、4月1日から新たに下水道が利用できる区域をお知らせします。

問合せ先

下水道管理課普及促進担当（☎65・2191／水道庁舎内）
下水道管理課管理担当（☎65・2189／水道庁舎内）

下水道が整備されると受益者負担金がかかります

下水道施設は、道路や公園のように誰もが利用できるものではなく、下水道整備が完了した区域の方から順番に利用できるものです。下水道整備には大変な時間と費用がかかります。そのため、利益を受けられるようになった区域の土地所有者などに建設費の一部を負担していただく受益者負担金制度を実施しています。

下水道の供用を開始した区域から、順次、受益者負担金の通知を送付しますので納付をお願いします。

雨水貯留浸透施設設置奨励補助制度のご利用を

雨水貯留浸透施設を設置する方に、その費用の一部を補助します。雨水の流出を抑え、雨水を地下水として利用することで、自然環境の保全と回復を目指します。

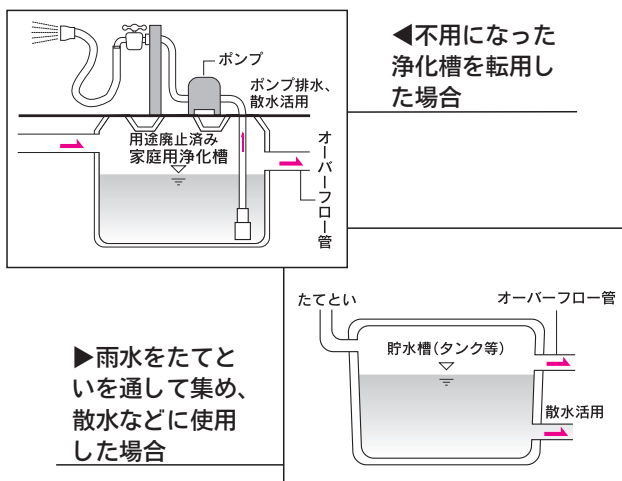
補助対象 雨水貯留槽（雨水タンク）、既存浄化槽転用雨水貯留槽、雨水浸透ます、雨水浸透管、浸透側溝、透水性舗装など

補助対象区域 市内全域（一部除外区域あり）

補助金額 工事費の3分の2の額（補助限度額は10万円）

その他 施設の管理に関する協定を市と締結することが必要です。締結後、7年経過するまで補助を受けた施設を廃止できません。

◆雨水貯留浸透施設の例



排水設備工事の進め方

新たな供用開始区域（7～9ページ参照）にお住まいの方は、下水道本管への接続工事を行っていただくことになります。その進め方を簡単に紹介します。

①工事店を決める

市が指定している工事店から選んでください。見積金額を見て、自己資金でできるか、下記の融資あっせん制度を利用するか判断してください。

②市へ工事を申請する

指定工事店が市へ申請します。その際に、工事の予定期間を記入していただきます。

③市の検査を受ける

実際の工事は2日程度で終わりますが、使用開始時に市の完了確認が必要です。検査当日は立ち会いをしてください。また、検査時に下水道使用料について説明します。

④使用料の賦課確認を

上水道の検針は2か月に1回行います。その際に交付される「使用水量のお知らせ」に下水道使用料の予定額が記載されていますので確認してください。

水洗便所改造資金融資あっせん制度のご利用を

下水道に接続するための排水設備工事費（台所や風呂、洗濯、トイレなどから出る汚水を下水道に流すための宅地内工事）を一度に負担することが困難な方のために、改造資金の無利子融資をあっせんする制度があります。これは、元金を毎月返済していただき、市が利子を金融機関へ補給する制度です。

融資対象となる工事と融資限度額

①くみ取り便所を水洗便所に改造し、排水設備を下水道に接続する工事…1件につき50万円

②し尿浄化槽を廃止し、排水設備を下水道に接続する工事…1件につき50万円

※くみ取り便所または、し尿浄化槽が1か所増えるごとに10万円を加算した額が限度です。

申込方法 下水道接続工事をするときに、市が指定した排水設備指定工事店を通じて申し込んでください。

返済方法 融資を受けた翌月から50か月以内の元金均等月賦償還です。

▶50万円の場合…月1万円を50か月で償還

●私たちの大切な下水道 マナーを守って使いましょう●

最近、下水道の本管が詰まり、マンホールから汚水があふれて下水道が使用できなくなったり、マンホールポンプが故障したりしています。主な原因は、水に溶けにくいティッシュペーパーや紙おむつ、生理用品などが本管に付着して流れを阻害したり、家庭などから流れる油

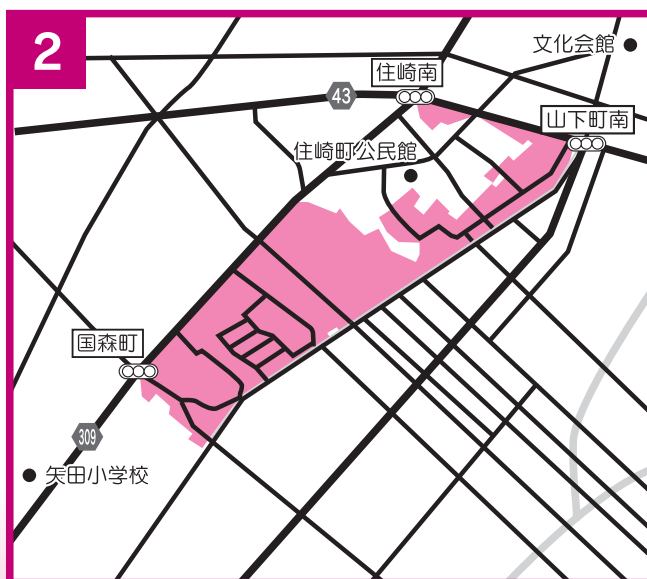
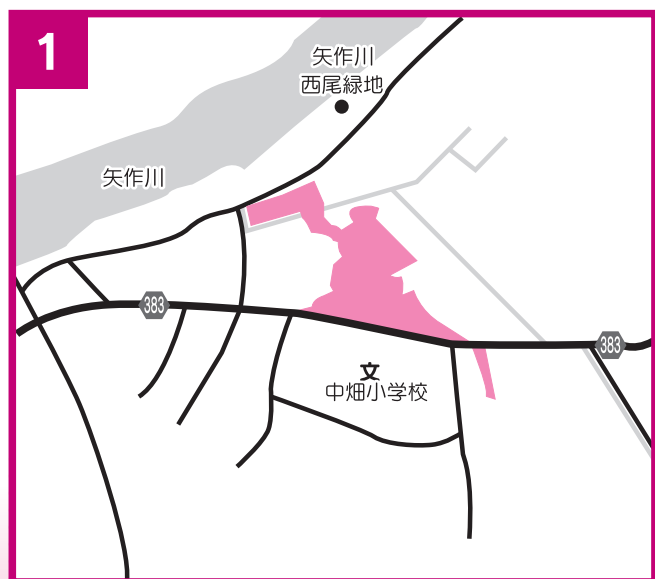
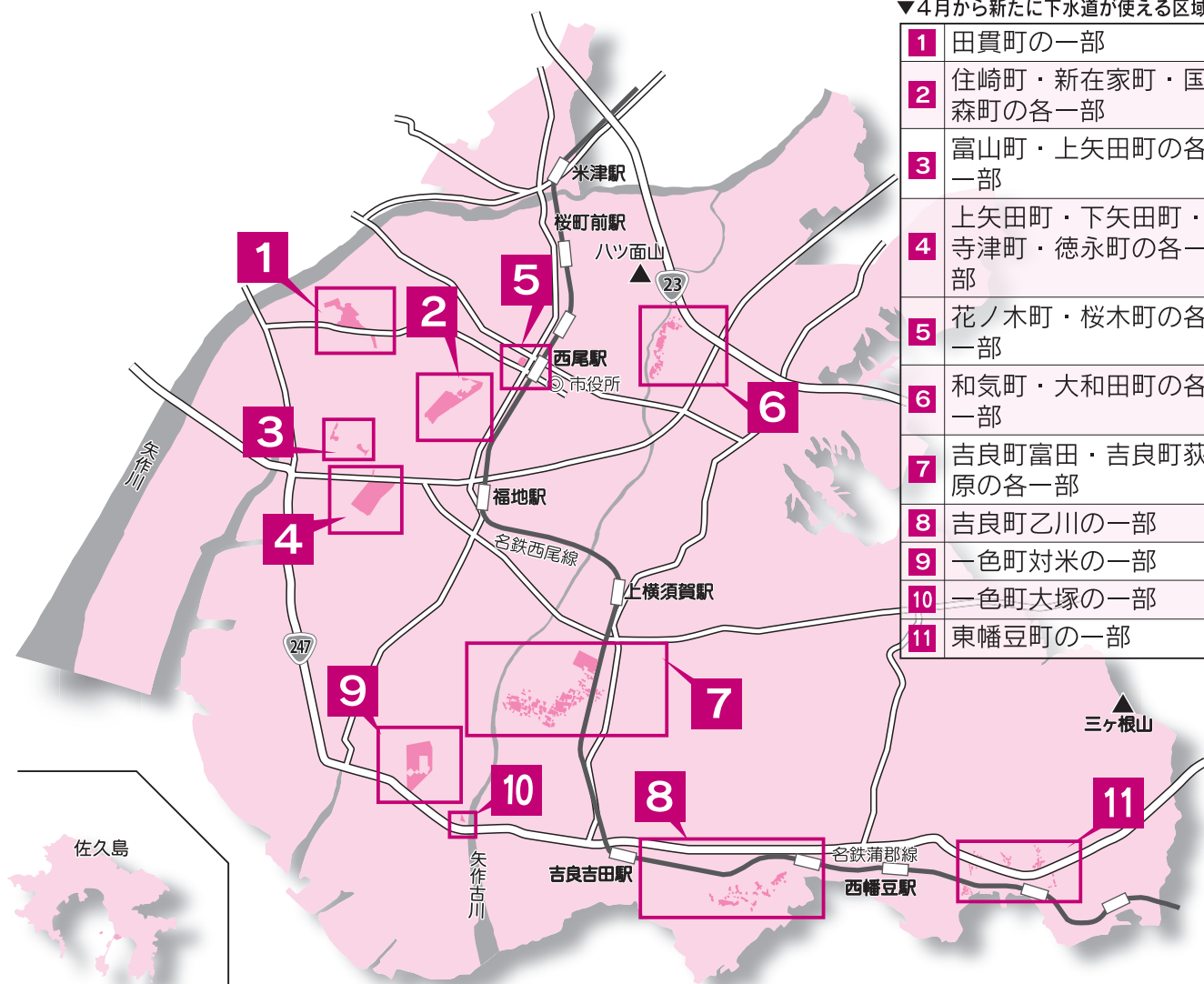
類が固まって管をふさいだりするためです。また、ハンカチやタオル、おしぼりなどが流れに支障をきたすこともあります。下水道は私たちの生活になくてはならないものです。常に下水がスムーズに流れるよう、マナーを守って大切にしてください。

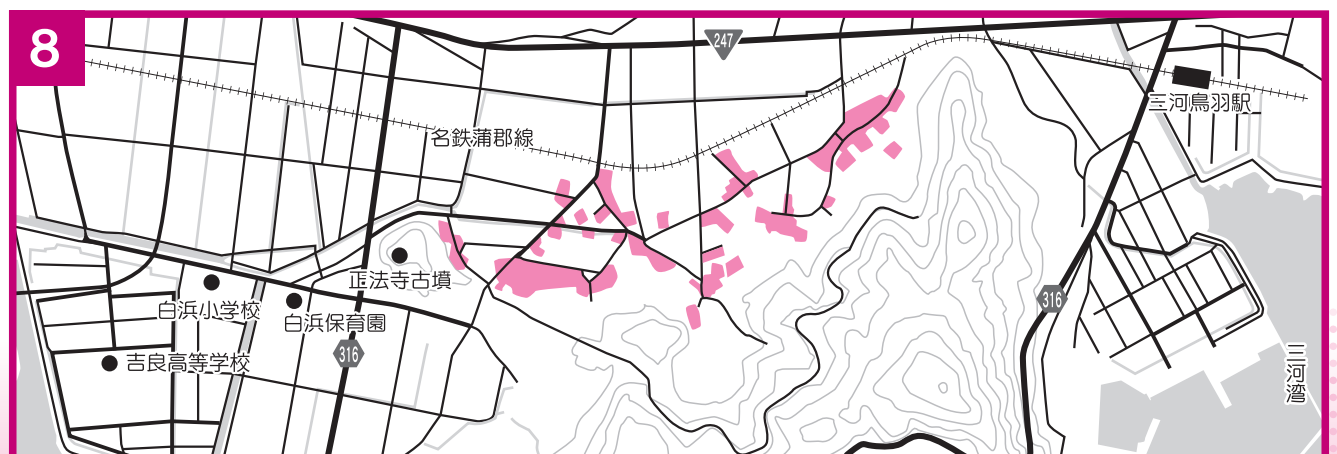
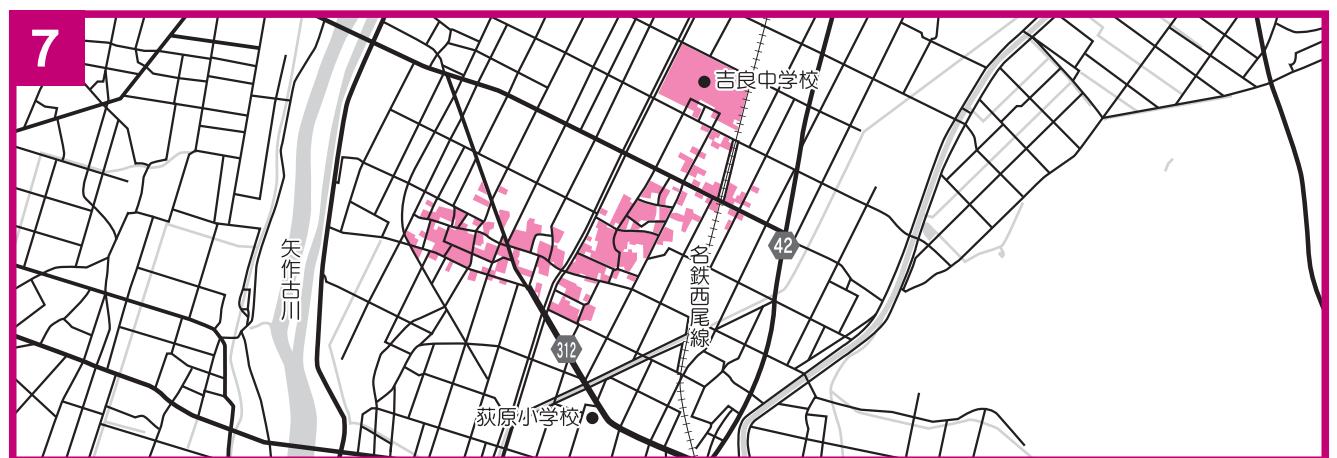
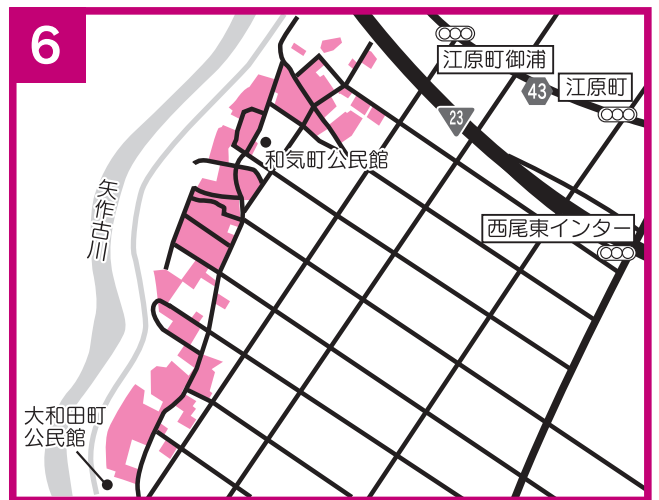
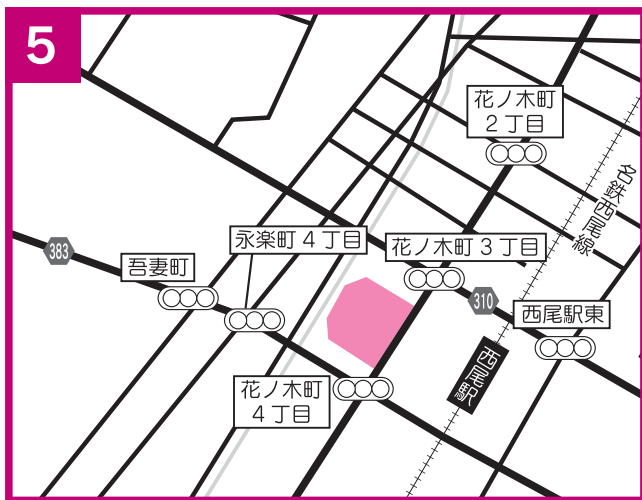
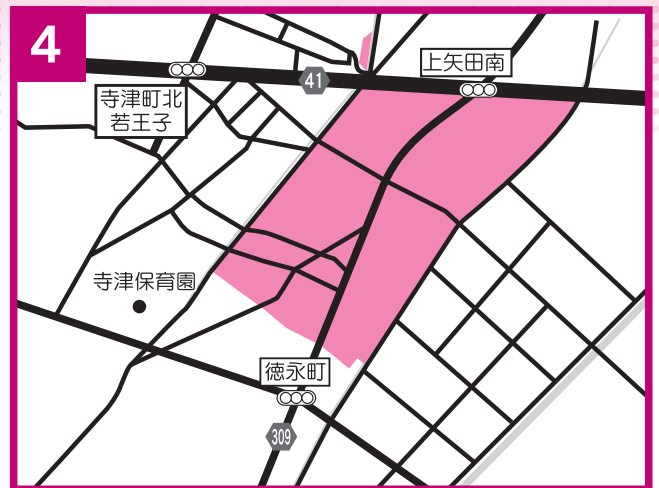
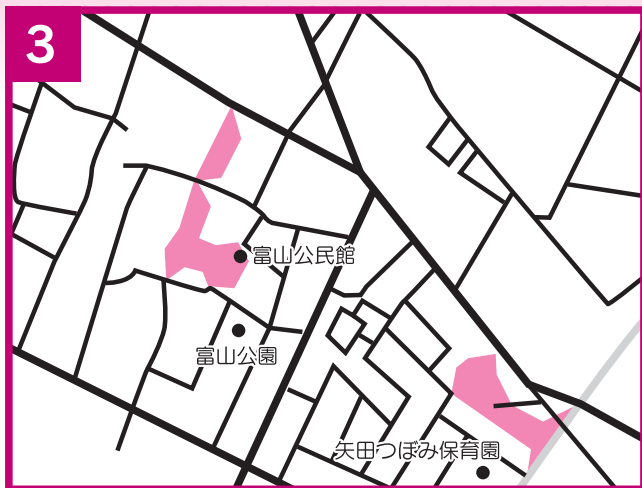
公共下水道供用開始区域図

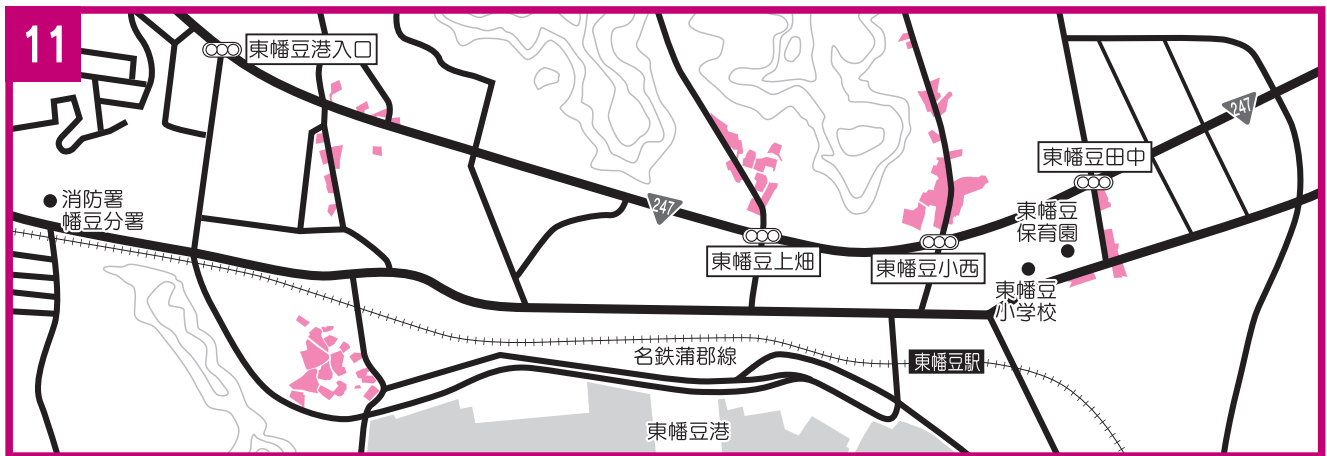
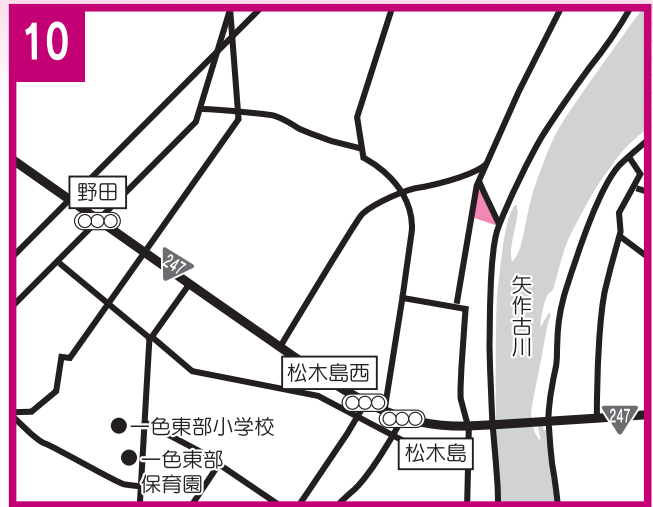
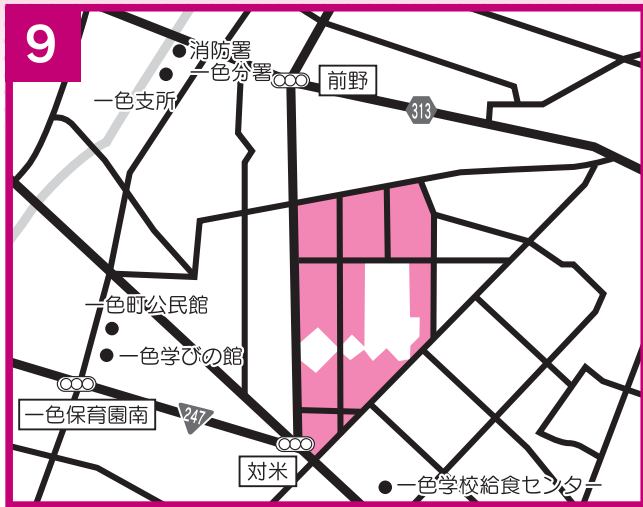
下水道法第9条第1項の規定に基づき、公共下水道供用開始区域（下水を排除すべき区域）を告示します。供用開始区域や施設の位置などの詳細は、下水道管理課で縦覧できます。

▼4月から新たに下水道が使える区域

1	田貫町の一部
2	住崎町・新在家町・国森町の各一部
3	富山町・上矢田町の各一部
4	上矢田町・下矢田町・寺津町・徳永町の各一部
5	花ノ木町・桜木町の各一部
6	和気町・大和田町の各一部
7	吉良町富田・吉良町荻原の各一部
8	吉良町乙川の一部
9	一色町対米の一部
10	一色町大塚の一部
11	東幡豆町の一部







農業集落排水(福地中部地区)が使用できるようになります

市では公共下水道と併せ農業集落排水の整備を行っています。4月1日から新たに福地中部地区の農業集落排水が使用できるようになります。

◇排水設備工事は

福地中部地区の区域内にお住まいの方は、接続工事を行っていただくことになります。工事を行う期限は、供用開始から1年以内、くみ取り便所の方は3年以内と決められています。

排水設備工事の進め方、雨水貯留浸透施設設置奨励補助金制度や水洗便所改造資金融資あっせん制度は公共下水道と同じです。補助制度、融資あっせん制度の利用を希望する方は、工事申請をする際に手続きが必要です。排水設備指定工事店にご連絡ください。

問合せ 下水道管理課普及促進担当 (☎65・2191)



●汚泥肥料を無料配布します

集落排水の汚泥を有効利用して作った肥料「ローズ肥料」を無料で配布します。この肥料は汚水を処理する時に生まれる汚泥を天日乾燥で処理し、汚泥肥料として有効的に利用するものです。恵まれた自

然をいつまでも美しく保ち、住みやすいまちづくりをするため、肥料の有効利用にご協力ください。

肥料配布場所 室場中部集落排水処理場、駒場集落排水処理場、南中根集落排水処理場

申込・問合せ 下水道管理課維持担当 (☎65・2190 / 水道庁舎内)